

第3編 風水害等編（予防計画）

第3編 風水害等編（災害予防計画）

第1節 風水害等予防計画の基本方針

風水害に対して町民の生命・財産の安全を確保する為の予防対策は「風水害等に強い人づくり」、「風水害等に強いまちづくり」、「迅速かつ円滑な災害応急対策の事前措置」の3つに区分する。

【災害に強い人づくり】

- (1) 台風・大雨等の防災知識の普及計画
- (2) 自主防災組織の育成計画
- (3) 防災訓練実施計画
- (4) 要配慮者安全確保計画
- (5) 災害ボランティア計画
- (6) 竜巻災害予防計画

【災害に強いまちづくり】

- (1) 治山・治水対策計画
- (2) 土砂災害予防計画
- (3) 高潮災害予防計画
- (4) 建築物等災害予防計画
- (5) 火災予防計画
- (6) 林野火災予防計画
- (7) 危険物施設等災害予防計画
- (8) 上・下水道施設災害予防計画
- (9) 農業災害予防計画
- (10) 文化財災害予防計画
- (11) 不発弾災害予防計画
- (12) 道路事故予防計画

【迅速かつ円滑な災害応急対策の事前措置】

- (1) 避難誘導等計画
- (2) 水防、消防及び救助施設等整備計画
- (3) 食料等備蓄計画
- (4) 気象観測体制の整備計画
- (5) 災害通信施設整備計画
- (6) 交通確保・緊急輸送計画
- (7) 基地災害及び米軍との相互応援計画
- (8) 海上災害予防計画
- (9) 業務継続計画

第1章 災害に強い人づくり

第1節 台風・大雨等の防災知識の普及計画

[担当：総務課・教育指導課]

近年、台風の勢力の大型化による被害の拡大やゲリラ豪雨などが発生しているが、台風の来襲の多い本県全土において台風等への防災意識の低下が懸念され、台風時に外出して負傷する事例も多数みられる。このため、過去に本県に甚大な被害をもたらした台風の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。

1 台風教育

(1) 講演会

気象台、県と協力し、防災気象講演会やお天気教室等を定期的で開催し、町民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。また、特別警報・警報・注意報発表時の住民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

(2) 防災教育

県及び嘉手納町は、幼稚園、小・中学校、高等学校の学校教育等において、台風・大雨等の災害の基礎知識や避難行動等についての防災教育を徹底する。

(3) 災害教訓の伝承

ア 台風災害の蓄積と公開

県と協力し、県内の過去の大規模な台風災害に関する資料、文献及び映像等をライブラリー化し、町民への災害記録や教訓等の周知に努めるとともに、災害発生箇所の保存やモニュメント等の設置を検討する。

イ 台風災害の経験・教訓等の伝承

県及び市町村は、過去の大規模台風災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的を実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

2 防災関係職員に対する防災教育

(1) 防災担当者研修

本町における防災担当者は、県や防災機関・団体が行う防災に関する知識及び活動についての研修等に積極的に参加し、本町の防災対策に反映するよう資質の向上に努めるものとする。

(2) 防災関係機関職員の教育

本町における防災関係機関・団体は、防災に関して、その所属職員の教育を計画的に実施するものとする。

(3) 消防教育

消防教育は、消防職員・団員等に対し、消防学校において行う専門教育及び本町において各々所要の教育計画を定めて実施する一般教育とする。

また、施設管理者等の資質向上を図るため町は、(財)日本防火協会及び(社)沖縄県消防設備保守協会が実施する防火管理者講習会等の受講を促すものとする。

3 防災上重要な施設の管理者の教育

（1）危険物取扱施設の管理者

防火管理に関する有識者を増やすため、県が法令に基づいた指導・講習等を実施し、本町においても周知及び協力体制を図るとともに、防火管理体制の強化・拡充を促進するものとする。

（2）避難時の拠点施設となる管理者等

避難計画に定めた避難所等の防災拠点施設において、その管理者等に対する防災教育の徹底を図るものとする。

4 町民への防災意識の普及

防災知識の普及は、関係機関において次の方法により行うほか、適宜、関係機関の協力を得て、行うものとする。

（1）火災予防週間等における防災知識の普及

「火災予防運動週間（春 3 月 1～7 日及び秋 11 月 9～15 日実施）」、「防災週間（8 月 30 日～9 月 5 日）」、「防災とボランティア週間（1 月 15～21 日）」、「道路防災週間（8 月 25～31 日予定）」等において、各機関の協力を得て防災知識の普及を図るものとする。

（2）広報・普及実施方法及び広報内容

① 広報・普及実施方法

- ア) 新聞、ラジオ及びテレビ等のマスコミを活用した啓蒙
- イ) 防災マップ、「広報かでな」、その他パンフレット等の発行
- ウ) 映画、写真等による啓蒙
- エ) 防災教育・地域別説明会の実施
- オ) 地域別に防災標識を設置

② 広報内容

- ア) 一般的防災知識
- イ) 災害時の危険箇所
- ウ) 避難場所の設定及び利用に関すること
- エ) 町民の防災協力事項
- オ) 気象（災害）予報に関すること

第3編 風水害等編（災害予防計画）

（3）学校教育及び社会教育における防災知識の普及

ア）学校教育

児童、生徒に対しては、学校におけるあらゆる教育活動の機会を通じ、必要に応じて防災知識の普及に努めるものとする。

イ）社会教育

社会教育の拠点である公民館、その他施設を中心として研修、集会等の機会を通じ必要に応じて防災知識の普及に努めるものとする。

（4）気象台の役割

沖縄県や嘉手納町、その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報発表時の住民のとりべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図るものとする。

第3編 風水害等編（災害予防計画）

第2節 自主防災組織の育成計画

[担当：総務課]

地震・津波編に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する自主防災組織等の活動体制を整備し、風水害への地域防災力を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材の養成や、消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修を行い、町内の自主防災組織の組織化や、消防団員の確保に努める。

第3節 防災訓練実施計画

訓練実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、加えて要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女の二ーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

[担当：総務課・各課・消防本部]

1 訓練実施の種類

2 訓練実施の要領及び実施時期

訓練を実施する場合には、あらかじめ訓練実施要領を作成して各関係機関に周知するものとする。

また、訓練の実施時期については、関係機関と調整を図り、本町の実情を勘案し適切と思われる時期を選択指定する。

第3編 風水害等編（災害予防計画）

訓練種別	実施内容
① 総合防災訓練	<p>危険地域を対象にして地域ぐるみ（防災機関含む）の防災訓練を実施するものとする。実施にあたっては、関係機関が緊密な連携を図り、必要に応じて他の関係機関と合同で行うものとする。</p> <p>訓練内容の中には、避難、救出・救護、炊き出し、防疫訓練等の実施から、情報の収集、応急対策の指示・伝達等、災害時の通信や広域応援要請（情報伝達）が円滑かつ迅速に行えるよう訓練していく。</p> <p>また、初動体制の確立と迅速化及び各防災機関、住民との連携を図るため、職員の参集訓練を実施する。</p>
② 非常通信訓練	<p>沖縄県地方非常通信協議会の計画訓練において、本町で円滑な非常通信が図れるよう実施する。</p>
③ 消防訓練	<p>役場をはじめ、学校、公民館、郵便局、病院及び福祉施設等の公共・公益施設、宿泊施設や飲食・商店等の多くの人が集まる場所を対象として、消防機材を利用した消火訓練等（避難を含めた総合訓練）を実施するものとする。</p>
④ 水防訓練	<p>本計画により危険と予想された箇所周辺地域において、洪水や浸水、高潮・津波等の水害に対する避難等の訓練を実施する。</p>

3 訓練の参加機関・団体及び対象者

訓練の参加対象は、町、県をはじめ、防災関係機関及び社会教育関係団体とし、さらに一般住民の参加を促進するものとする。

4 訓練のための交通規制

町は県公安委員会と協議の上、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施上最小限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者及び車両の道路通行を禁止又は制限することが出来るものとする。

5 訓練後の評価

防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集するなどの方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき防災体制や防災活動要領等の改善について検討するものとする。

第3編 風水害等編（災害予防計画）

第4節 要配慮者安全確保体制整備計画

[担当：総務課・福祉部・産業環境課]

地震・津波編に定める対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する高齢者、障害者等の避難支援体制を整備し、風水害等時にも要配慮者の安全を確保する。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

第5節 災害ボランティア計画

[担当：総務課・福祉課]

地震・津波編 第4節の第4款に定める地震・津波対策のほか、本町及び嘉手納町社会福祉協議会等の関係機関は、大規模な風水害等が発生した場合に県内外から駆けつける災害ボランティアが活躍できる環境を整備し、災害ボランティアとの協力体制を確保する。

特に風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておくものとする。

第3編 風水害等編（災害予防計画）

第6節 竜巻災害予防計画

全国でも近年に多発し、竜巻による人的被害や建物被害などがあることから、竜巻災害に関する対応について以下のとおりとする。

[担当：総務課・消防本部]

（1）竜巻に関する知識の普及啓発

竜巻は、大気が不安定になって発達した積乱雲の下で発生し、特に海面が暖かく上昇気流が発生しやすい沿岸部で多く発生する。しかし、積乱雲は必ずしも竜巻を起こすわけではなく、現在の科学技術では台風のように進路を予測するのは困難である。現在、気象庁では竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに「竜巻注意情報」を発表するが、竜巻は発現時間が短く、場所も狭い範囲に限られる為、情報の伝達が重要となる。

そのため、竜巻発生に関する情報を可能な限り早く入手するとともに、迅速に住民に伝達し、避難誘導を図る。

* 竜巻注意情報

気象台は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、竜巻注意情報を発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

ア 住民への啓発

町及び防災関係機関は、気象庁が発表する「竜巻注意情報」をはじめ、竜巻災害のメカニズムと過去の被害実績を広報し、住民への啓発を図る。

イ 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻とは認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物などの安全な場所への誘導を図る。

ウ 安全な場所の周知徹底

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い場所の周知徹底を図る。

（2）防災関係機関との連絡体制の確保

竜巻の発生を予測することは難しいことから、町及び気象台、防災関係機関は平常時から連絡窓口の確認を行うなど円滑な連絡体制の確保に努める。

第3編 風水害等編（災害予防計画）

（3）風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策をあらかじめ講ずるものとする。

（4）海上における竜巻

海上において竜巻が発生した場合、船舶はこれを避けて航行するとともに、気象情報などを確認し、安全な航行に努める。

第2章 災害に強いまちづくり

第1節 治水治山計画（風水害等予防計画）

[担当：都市建設課・産業環境課]

1 構築物その他の風水害予防措置

看板や広告物等の構築物について、定期的及び事前に台風等の災害が予測される場合など調査を行い、危険と判断されるものについては直ちに所有者又は管理者に通報し、改善もしくは撤去を行うよう、指導する。

2 農作物の風水害予防対策

風水害による農作物の被害防止策として、農家及び農業従事者に次の事項を重点に指導するものとする。

●指導事項

- ① 暴風網等の整備
- ② かんがい、排水施設の整備
- ③ 病害虫の防除

3 治山対策

（1）現況・危険区域

米軍施設内を含め 267ha（沖縄県中部地域森林計画書）の山林を有する本町において、台風や集中豪雨等による山腹崩壊の対策は、防災上重要な事項である。

「沖縄県山地災害危険地区」では、本町において水釜（比謝川周辺）の一部が山腹崩壊危険地区になっている。

（2）計画

県は、森林法（昭和26年法律第249号）第4条第5項の規定により、平成22年度から平成32年度までの地域森林計画を定め計画的に事業を推進してきているところであり、下記（①～④）の事項に重点を置き、緊急かつ計画的に実施するとしている。

- ① 保安林の侵食防止及び強化
- ② 森林水源かん養機能の強化
- ③ 山地災害危険地対策
- ④ 生活環境保全林の整備強化

また、町独自に危険が予想される箇所についての調査及び対応策を検討し、必要な整備措置等の事業については、推進するものとする。

4 河川水統制又は河川改修に関する治水事業

（1）危険区域

本町においては、「重要水防区域内外で危険と予想される区域（河川）」はない。

しかし、嘉手納海岸が「重要水防区域内で越波が危険と予想される区域（海岸）」となっている。

【資料：沖縄県水防計画】

（2）河川水統制又は河川改修に関する治水事業

町内における河川及び海岸等（所轄・管理含め）、公有水面の調査を実施し、災害が予想される場合については、適時巡視する。また、危険箇所の改修については、緊急かつ計画的に実施する。

（3）浸水想定区域の指定の周知

①浸水想定区域指定の対策

町は、浸水想定区域の指定があったときは、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

②洪水予報等の伝達方法を明記

町は、要配慮者の利用施設等において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設利用者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

③避難確保の事前周知・広報対策

本計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者等利用施設で、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、町長はこれら事項を記載した印刷物の配布、その他の必要な措置を講じるものとする。

5 地すべり、がけ崩れ等土砂災害防止対策

本町において、土砂災害の危険が予想される箇所については、今後とも警戒するとともに調査把握に努め、大雨注意報・警報の発表時又は台風時には巡回・監視するものとする。安全施設の整備については、土地条件に応じた施設整備又は措置を逐次実施するものとする。

6 道路、橋梁の維持・補修事業

道路管理者は所管、所轄する道路、橋梁を常時補修するものとする。なお、早急に補修が不可能な危険箇所については、立て札によって表示し、通行又は重量の制限を行う。

第2節 土砂災害予防計画

[担当：都市建設課]

1 砂防対策

（1）現況・危険区域

本町は、沖縄市を起点に読谷村との境界を通り東シナ海に注ぐ、全長 17.5km の県指定 2 級河川の比謝川が流れている。また、砂防指定及び土石流危険渓流の指定は無いが、気象状況の変化が激しい近年において、特に河川流域の変化に注意していくこととする。

【資料編参照】

（2）事業・対策等

危険度の高い区域においては、県による砂防事業の促進を図るものとする。また、警戒避難基準及び警戒避難体制の整備を推進するとともに、日頃から土石流に関する情報収集・伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等について住民への周知を図る。

2 急傾斜地崩壊防止対策

（1）現況・危険区域

比謝川流域周辺に、急傾斜地崩壊危険箇所として6箇所の危険が予想されている。そのうちの5箇所において「土砂災害警戒区域」が指定されている。

【資料編参照】

（2）事業・対策等

今後も危険度調査などを適時実施し、危険度の高くなると予想される箇所の把握に努め、災害の未然防止事業及び対策を図るものとする。

〔今後の対策〕

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 町内の傾斜地における危険度の調査・現状把握② 警戒避難体制の整備 |
|---|

3 地すべり防止対策

（1）現況・危険区域

本町の地形は比較的平坦で危険区域は無いが、狭隘な住宅域において開発等による危険箇所が発生しないよう調査把握に努めることが必要である。

（2）事業・対策等

地すべりの発生概況及び発生予想について整理・把握し、今後危険性のある箇所については早急に地すべり防止区域の指定を促進し、県と調整を図りながら行為の制限及び原因究明の調査研究を行い適切な地すべり防止策を実施するものとする。

4 土砂災害警戒区域指定（警戒避難体制の整備）

当該区域の指定を受けた場合は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項、災害対策基本法 48 条第 1 項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、地域防災計画に定め、住民に周知するよう努めるものとする。

本町において、現在指定されている 5 箇所の土砂災害警戒区域内には、防災上配慮を要する者が利用する施設はないものの、周辺住民等へ危険性や避難に関する周知をこれまで通り行うものとする。

第3編 風水害等編（災害予防計画）

第3節 高潮等災害予防計画

本町の海岸線のうち、海岸保全区域に指定された地域及び漁港は、管理区分により県又は町がそれぞれ高潮等による災害に対する種々の防護策が講じられている。

特に、比謝川河口域からの埋立地の海岸は保全対策による堤防が整備され、高潮等による災害予防施設が強化されている。

今後とも、海浜地域の安全確保に必要な整備を促進することとする。

[担当：都市建設課]

1 港湾・漁港等整備事業

港湾・漁港等は、管理区分によって県又は町がそれぞれ高潮、津波等による災害予防施設の整備強化を図るものとする。

【資料編参照】

2 流出防止

流木等による海上交通の障害防止のため、災害時に備え荷役や荷揚げ場所等において集積及び固縛等の状況を調査し、災害が予想される場合は港湾管理者と協議の上、所有者等に対し指導を行っていく。

第3編 風水害等編（災害予防計画）

第4節 建築物等災害予防計画

[担当：企画財政課・都市建設課]

1 防災的土地利用の推進

本町には防災・消防面で弱い昔ながらの集落形態が残っている地区があるため、土地利用計画及び各々の用途区分に沿った土地の合理的かつ健全な高度利用を推進し、災害の防止を図るものとする。

2 不燃、耐風耐震性建築物の促進対策

公共物、一般住宅の新築、改築、増築等における建築物の耐震化及び不燃化等について、各種制度の説明を行い、技術的相談に応ずるとともに、指導・啓発等の促進に努めるものとする。

3 公共建築物の耐風、耐震、耐火対策

公共建築物のうち、老朽化施設については、建替え又は補強等による耐風、耐震耐火対策を推進するものとする。

また、今後建築される公共建築物に対する設計段階での不燃堅牢な施設となるよう図るものとする。

4 公共建築物の定期点検及び定期検査

公共建築物については、定期的に点検及び検査を実施するものとする。

【資料編参照】

第5節 火災予防計画

[担当：総務課・消防本部]

1 消防力・消防体制等の拡充強化

（1）消防教育・訓練の充実強化

消防本部による「消防教育訓練計画」に基づき、消防職員及び消防団員、消防関係者の資質向上を図るものとする。

（2）消防制度等の確立

消防計画（防火管理者作成）、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

（3）消防体制の充実・指導

本町において、消防体制の拡充及び消防団の体制強化を図るものとする。

多くの人が入り又は勤務する施設（学校、宿泊施設、事業所等、危険物関係施設等）においては、自衛消防組織の結成にむけて指導する。また、消防・訓練計画、消防用設備の指導を行うとともに、訓練の実施を図るものとする。

住民への防火意識の向上を図るため、春と秋の火災予防運動期間に消防訓練及び避難訓練の実施に努める。また、防火ピラの配布、講習会、その他防火行事を通じて防火思想の普及・高揚を図る。

（4）消防施設・設備の整備促進

消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。

2 火災予防査察・防火診断

本町においては、消防用設備（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水、消火活動上必要な施設）等及び防火管理体制の査察を実施し、火災の発生拡大を抑制・防止するとともに避難を確実なものとする。

（1）特殊対象物（公共的な施設等）に対する査察

① 学校、官公署

防火構造、消火設備、避難設備、防火管理体制等について、夏期休暇や年度末等の時期を利用した重点的な査察を実施するものとする。

② 商店・小売業施設、宿泊・娯楽施設

消火設備、避難設備、防火管理体制等について、消防マニュアル等に基づいた定期的な査察を実施するものとする。

③ 危険物等関連施設

年間立入検査を通じ、施設の構造設備取扱い要領及び防火管理体制等を重点的に査察し、取扱い従業員の防火意識の向上を図るため、防火指導を行う。

（2）一般住宅

火災の多発期となる秋季を控えた時期及び3月の春季火災予防運動週間を通じ、一般住宅における火を取扱う器具等について、防火診断を行うよう指導に努めるものとする。

3 消防施設の整備拡充

（1）消防水利の多様化等

本町における防火水槽、耐震性貯水槽の整備をはじめ、海水・河川水等の自然水利や町内の水泳プール、ため池等が活用できるような消防水利の多様化を図る。

また、防火水槽、耐震性貯水槽の整備が不十分である地域においては、重点的に整備を推進するものとする。

（2）伝達系統の整備

消防無線及び防災行政無線の通信施設を含む情報収集機器・体制等、伝達系統の整備・拡充を図る。

4 火災発生の未然防止

（1）火災警報の発信

町長は、消防法第22条に基づき沖縄気象台が発し、知事（防災危機管理課）が通報する火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

（2）火災警報の発信から解除まで

火災警報を発したときから当該警報が解除されるまでの間、町区域内の者は町条例で定める火の使用制限に従わなければならない。

【資料編参照】

第6節 林野火災予防計画

本町においては、「沖縄県中部地域森林計画書（平成22年）」により267haの森林が水源涵養や山地災害防止の機能をもつものとして位置づけられている。

山林火災の発生から災害が拡大した場合、住宅地域への被害や本町をはじめ近隣市町村への影響も懸念されることから、県と協力して本町における対策を検討する。

[担当：産業環境課・消防本部]

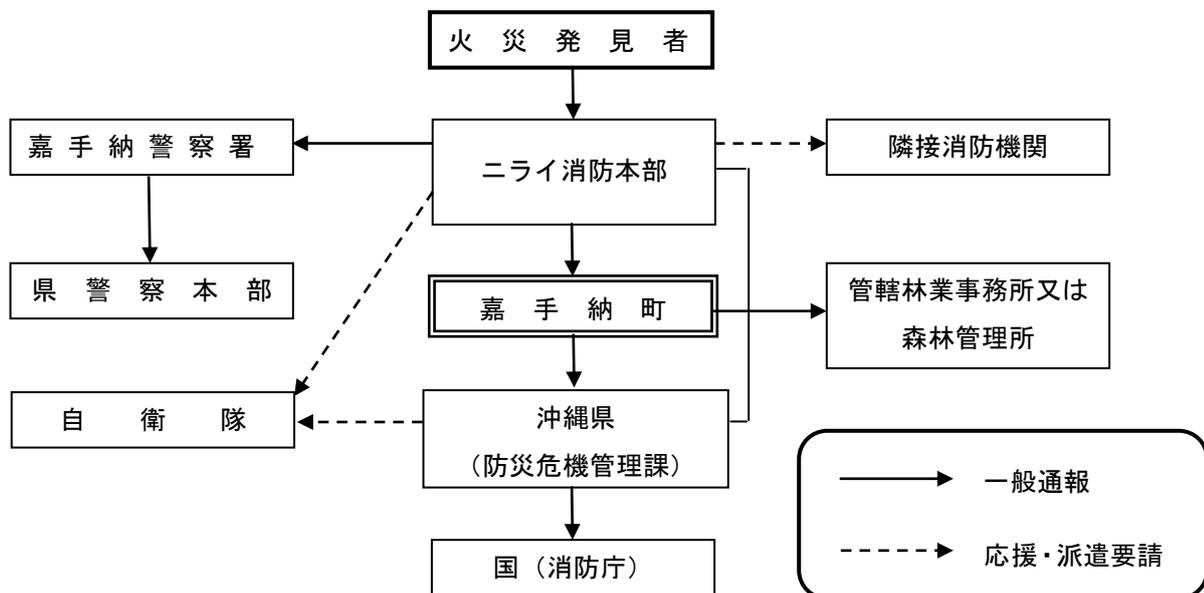
1 山林火災対策の推進

県の指導に従い、消防機関及び林野行政機関、自衛隊、警察、その他関係機関の間で総合的な山林火災対策が行えるよう連絡調整を図るものとする。

また、山林火災が発生し、拡大するおそれがある場合における関係機関の通報連絡は以下の通りとする。

<通報連絡系統図>

通報連絡内容：火災発生の日時、場所、火災現場の状況、被害の程度、対応措置の概況等



2 山林火災対策用消防施設及び資機材の整備

本町は、国及び県、関係機関とともに、町及び周辺地域の消防地域を管轄するニライ消防本部等の施設や山林火災対策用資機材の整備を図るものとする。

また、山林火災時において、ヘリコプター等の山林火災活動拠点の整備に努めるものとする。

第7節 危険物施設等の災害予防計画

危険物等による災害を未然に防止するため、対策を実施するものとする。

（なお、「第2編第3節第5款 危険物施設等の対策」の内容に準ずる。）

[担当：総務課・消防本部]

1 危険物災害予防計画

危険物施設（危険物製造所、貯蔵所、危険物取扱所）による災害の発生及び拡大を防止するため、県防災危機管理課、隣接市町村消防本部及び関係機関と連絡を密にし、住民の安全確保を図るものとする。

なお、危険物施設等の規制及び保安措置に関する指示等については、危険物の規制に関する政令等、適応する法令に基づき行うものとする。

（1）危険物施設等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、その都度災害予防上必要な指導を行う。

（2）危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

（3）保安教育の実施

危険物施設等の管理者及び監督者は、取扱者に対し、保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

（4）危険物施設等の予防対策

危険物施設等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について次の対策を行い、災害予防に万全を期する。

① 火災、爆発物の防止対策

取扱う危険物の性質、数量等を十分把握し、火災爆発防止のため必要な措置を講ずる。

② 危険物施設の管理、点検

危険物施設の維持管理が適正に出来るよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

③ 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に関わる保安又は防災設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

④ 保安体制の整備、確立

危険物施設等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と本町及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

第3編 風水害等編（災害予防計画）

⑤ 従事者に対する教育訓練

危険物施設等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

（5）化学消防機材の整備

消防本部において、化学消防車等の配置・整備を図る。

また、事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

2 高圧ガス災害予防対策

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、本町は国、県、公安委員会、（社）沖縄県高圧ガス保安協会等と連絡を密にし、保安体制の強化を図り、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安管理の徹底を図る。

（1）高圧ガス消費先保安対策

消費者保安に対する販売事業者の監督体制の強化を図る。

（2）高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

【資料編参照】

3 毒物劇物災害予防計画

（1）方針

災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等不足の事態に備えて、以下の事項の徹底を図る。

- ア 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
- イ 毒物及び劇物危害防止規定の策定
- ウ 定期点検及び補修の実施
- エ 安全教育及び訓練の実施
- オ 事故対策組織の確立

（2）対策

本町は、災害時における毒物劇物による危害を防止するため、県が実施する毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者への指導に対し協力するものとする。

第8節 上・下水道施設災害予防計画

[担当：上下水道課、県企業局]

上・下水道施設については、老朽施設・排水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

1 上水道施設災害予防計画

（1）施設の防災性の強化

各水道事業者における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会が制定する「水道施設設計指針」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図る。

（2）広域応援体制の整備

「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。

2 下水道施設災害予防計画

（1）施設の強化及びバックアップ施設の整備

県及び嘉手納町は、下水道施設の施工にあたっては、洪水・高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、拠点の分散及び代替施設の確保など、災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく。

第3編 風水害等編（災害予防計画）

第9節 農業災害予防計画

農業災害予防のため、農地・農業用施設の保全及び防災営農の推進を図る。

[担当：都市建設課・産業環境課]

1 土砂崩壊防止整備事業等

農地及び農業用施設、その他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

2 農地保全整備事業

風雨などによって侵食を受けやすい性質の特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農林地の侵食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

3 地すべり対策事業

地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等を未然に防止する事業として、県による指定事業だけでなく、本町においても必要に応じて、その対策事業を検討・推進していく。

4 防災営農の確立

（1）指導体制の確立

農業に対する各種の災害を回避克服し、農業生産力や農業所得の向上を図るため、本町は県及び関係機関、団体の一体的な指導体制の確立を図るものとする。

① 指導体制の統一並びに陣容の強化

本町、県及び関係機関における指導機構の調整、連携、強化を図るものとする。

② 指導力の向上

各種防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

③ 防災施設の拡充

防災実証展示施設等の整備拡充及び広報により、防災の普及・啓発を図る。

（2）営農方式の確立

沖縄振興計画に沿った県の対応及び営農技術、また試験研究機関による病害虫、風水害に強い抵抗品種の育成及び栽培技術等の指導を受けるとともに、本町における防災営農の確立を図る。

第3編 風水害等編（災害予防計画）

第10節 文化財災害予防計画

本町の財産であり、文化資源である貴重な文化財を災害から守るための予防対策を図るものとする。

[担当：総務課・社会教育課]

- ① 県による教育委員会への指導を受け、所管の文化財防災計画を策定し、警察及び消防機関と常時連携を密にして、災害予防の確立を図る。
- ② 文化財の所有者及び管理責任者、又は管理団体の防災思想を啓発し、環境の整理整頓を図るよう勧奨する。
- ③ 文化財の指定地内に居住する所有者に、火気使用の制限を指導する。
- ④ 防災施設の必要な文化財は、補助事業等により完備を図るとともに、県指定及び未指定の文化財を含め、本町における防災施設の設置を促進する。
- ⑤ 県の主催する各市町村文化財担当職員講習会等により、文化財災害対策について指導を受けるなど、適切な防災措置が図れるようにする。
- ⑥ 地震による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。

【資料編参照】

第11節 不発弾災害予防計画

不発弾の処理については、発見から処理に至るまでの体制に万全を期し、不発弾の爆発による災害の発生及び拡大を防止する。そのためには、住民及び建築工事関係者などの不発弾等の関係事業者に対する不発弾等に対する防災知識の周知徹底を図るとともに、関係機関との連絡調整を密にし、不発弾等の処理の円滑化を図る。

[担当：総務課]

1 不発弾の処理体制

(1) 陸上で発見される不発弾等の処理

- ① 発見者は、最寄りの交番又は警察署に通報し、所轄の警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。
- ② 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第15旅団長（第101不発弾処理隊）に処理要請を行う。
- ③ 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い、弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。
- ④ 小型砲弾等の比較的危険度が少なく、移動可能な弾種は第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- ⑤ 爆弾等、危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

<信管離脱作業>

信管離脱作業は、非常に危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。

- a 本町で発見された場合、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を行い、処理計画について十分な調整を図り周知徹底する。なお、関係機関は、責任分担覚書等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。
- b 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
- c 町長等を本部長とした現地対策本部を設置する。

(2) 海中で発見される不発弾の処理

- ① 発見者は、所轄海上保安部署へ通報し、それを受けて第11管区海上保安本部、県知事、所轄市町村長又は港湾管理者から海上自衛隊沖縄基地隊司令（沖縄水中処分队）に処理要請を行う。
- ② 沖縄水中処分队は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。
- ③ 危険度が少なく、移動可能なものは沖縄水中処分队により回収し、一時保管庫へ搬入する。
- ④ 危険度が高く、移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。

＜爆破処理作業＞

爆破処理作業は、非常に危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。

- a 発見された所轄が本町の場合、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議し、処理計画について十分な調整を図り周知徹底する。
- b 危険範囲を定め、その区域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。
- c 町長等を本部長とした現地対策本部を設置する。

2 関係機関の協力体制の確立

国、県、町や各関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

3 不発弾に関する防災知識の普及指導

(1) 講習会

町及び消防機関、不発弾磁気探査事業者等の関係機関に対し、県等が開催する講習会や研修への参加、勉強会等を通して不発弾の特性及び火薬類取締法等の関係法令に関する防災知識を習得する。

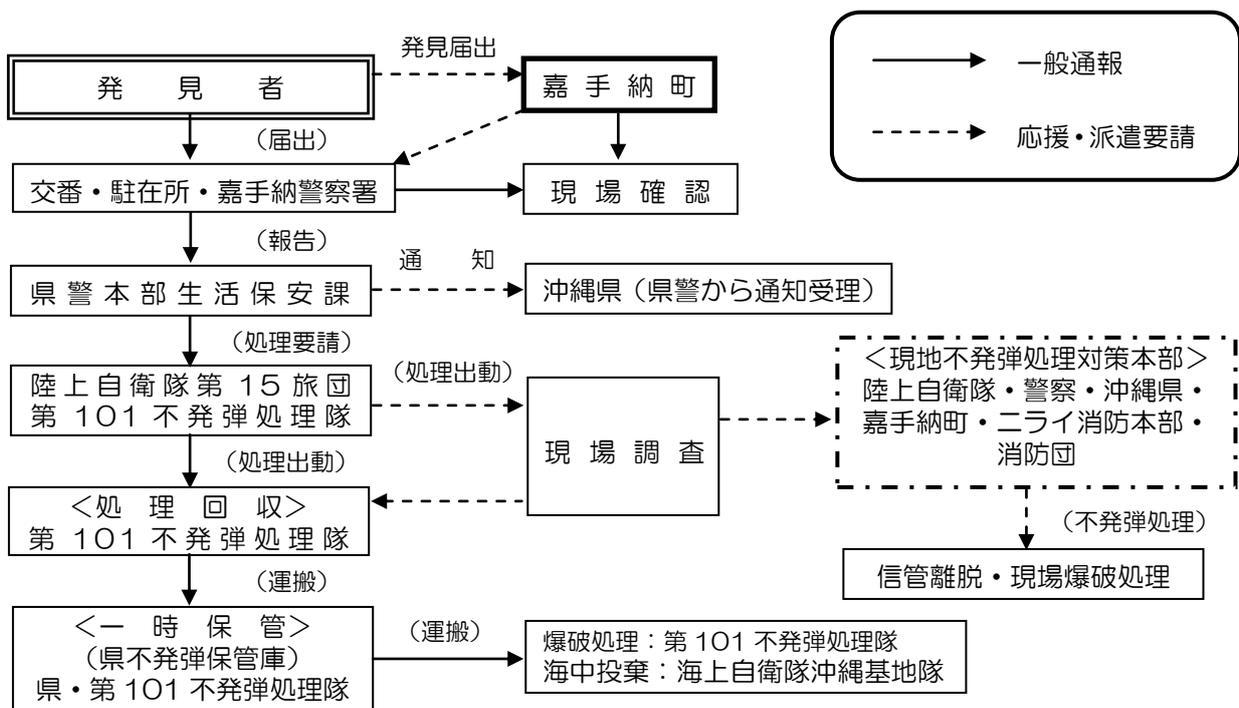
(2) 広報活動

住民一般に対して、不発弾の危険性について周知・広報活動を実施する。

【不発弾処理の流れ】

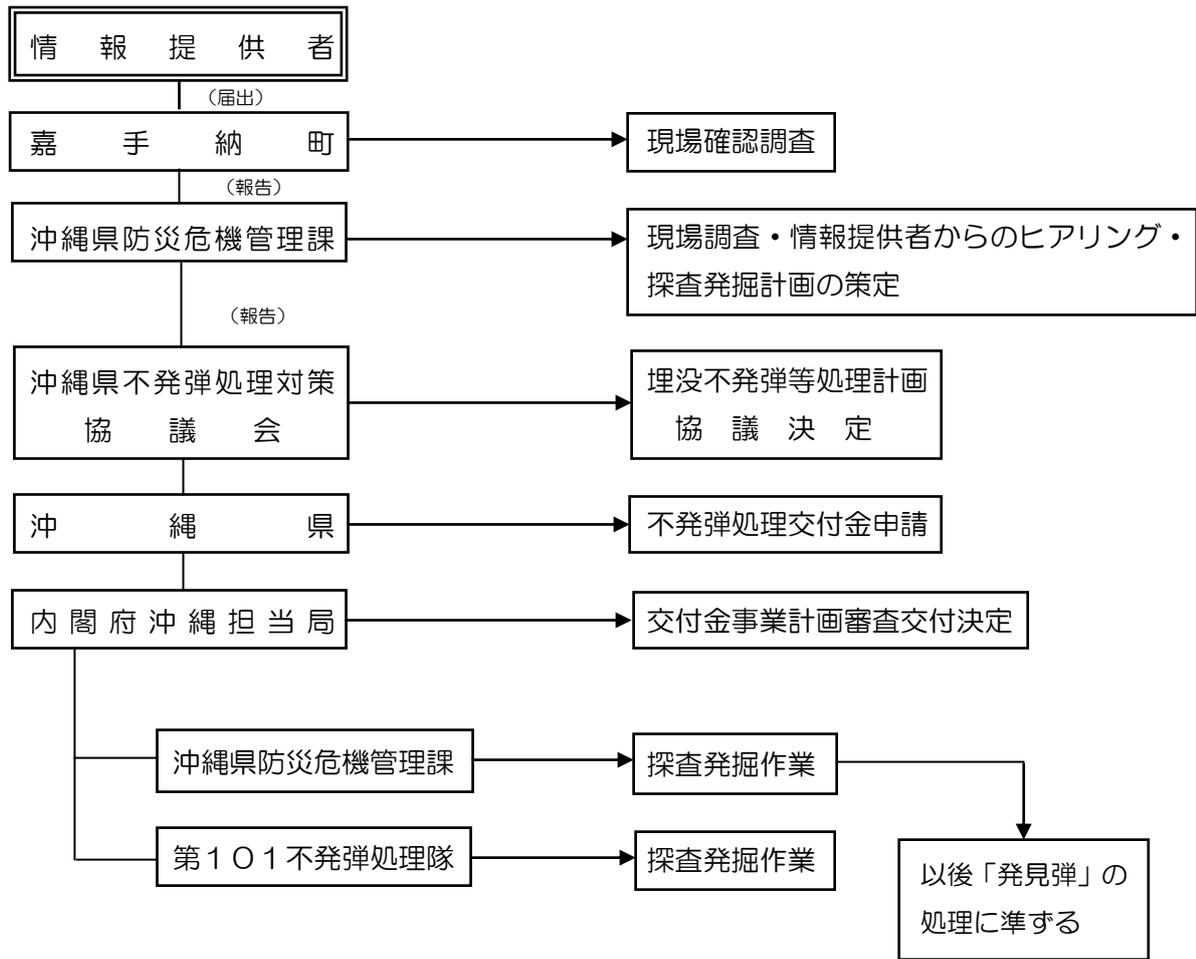
① 陸上部分

(発見弾)

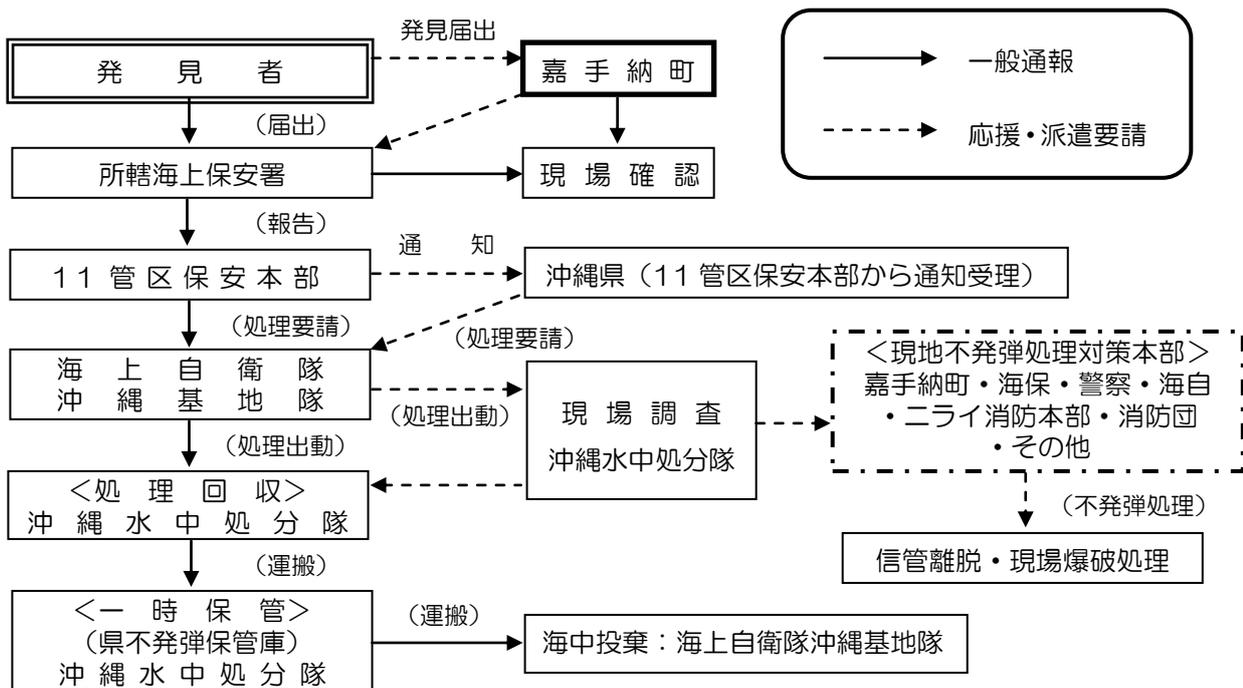


第3編 風水害等編（災害予防計画）

（埋没弾）



② 海上部分（発見弾）



第3編 風水害等編（災害予防計画）

第12節 道路事故予防計画

[担当：都市建設課、県、沖縄総合事務局、警察、消防本部]

1 道路事故災害予防

（1）危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

（2）体制・資機材の整備等

道路管理者及び警察は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

第3章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

第1節 避難誘導等計画

[担当：総務課・福祉課・子ども家庭課・都市建設課・教育総務課、社会教育課・中央公民館]

1 避難所の整備

災害時の避難に備えた避難所の整備を行う。

- ① 避難所は、学校、公民館等の公共施設とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を応急的に整備して使用するものとする。
- ② 避難所として使用する建物は、定期的にその現況を調査するものとする。
- ③ 避難場所の選定においては、災害の特性を考慮する。
- ④ 避難所に適する施設がない地区については、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする。
- ⑤ 町内に適当な場所が無い場合は、県及び隣接市町村と協議し、避難所の予定施設又は場所を定めるものとする。
- ⑥ 避難所の予定施設又は場所について、あらかじめ土地、建物所有者又は管理者の了解を受けておくものとする。

2 避難場所等の指定

（1）広域避難場所の指定

災害等が拡大し、生命に危険が及ぶような場合に備えて、一時的な避難場所として公園等のスペースを指定しておくものとする。

【避難場所指定の基準】

- ① 住宅密集地等の大火による輻射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- ② 災害時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が避難場所内部に存在しないこと。
- ③ 避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として1人当たり1㎡を確保できること。
- ④ 避難場所毎の地区割計画の作成にあたっては、自治会区域及び小学校通学区域を考慮する。

（2）避難所（避難生活収容施設等）の指定

避難所の指定は、避難所の整備における施設を基点とし、人口及び地域バランス並びに広域避難場所の位置を考慮しながら、町長が指定するものとする。

【資料編参照】

第3編 風水害等編（災害予防計画）

3 危険が想定される箇所等における町長の避難立退き先の指定

指 定 区 分	実 施 内 容
(1) 危険区域	洪水、津波、高潮又は地すべり等による危険が予想される区域を設定しておくものとする。
(2) 避難場所及び避難経路	危険の予想される各区域において、具体的な避難場所及び避難経路を指定しておくものとする。
(3) 住宅密集地における避難場所及び避難経路	火災等における住家の密集地は災害の拡大が予想されるため、住民等の避難場所及び避難経路を指定しておくものとする。

4 避難誘導計画

実 施 主 体	実 施 対 策
(1) 沖 縄 県	<ul style="list-style-type: none"> ① 県立社会福祉施設、その他県立施設における避難体制の再点検 ② 社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館経営者、大規模小売店経営者等に対する避難体制の再点検の指導
(2) 嘉 手 納 町	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難所の選定 ② 避難所の開設及び運営方法の確立 ③ 避難所の安全確保 ④ 住民への周知徹底 ⑤ 警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導体制の整備 ⑥ 避難の勧告等の基準の設定、国及び県等への避難勧告等の判断の助言を求める際の連絡調整窓口及び連絡方法等の整備 ⑦ 高齢者、障害者、外国人のための避難マニュアルの作成 ⑧ 避難経路の点検及びマップの作成 ⑨ 避難心得の周知（携帯品、その他の心得含む）
(3) 社会福祉施設、学校、不特定多数者の出入施設等の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難計画の作成 ② 避難誘導体制の整備

第3編 風水害等編（災害予防計画）

第2節 水防、消防及び救助施設等整備計画

水防、消防及び救助施設等の現況、管理及びその整備は次によるものとする。

[担当：総務課・関係各課・消防本部]

1 水防施設等

水防法の規定により、水防管理団体は、管内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれによる被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。

2 消防施設等

本町の消防施設等については、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）及び関係法令等に基づき、国庫補助等で整備拡充することとする。

※県は、国庫補助対象施設以外の施設等について、予算の範囲内で県費補助を行うなど、市町村の支援を行う。

3 救助施設等

救助用施設及び救助用資機材についても、大規模災害等の対策必要な資機材等について適宜整備するものとする。

4 流出危険物防除資機材

本町、県、船舶関係者及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図るものとする。

- ア 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
- イ 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
- ウ 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
- エ 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

第3節 食料等備蓄計画

[担当：総務課・福祉部・産業環境課・消防本部]

1 食糧・飲料水等

(1) 食糧の備蓄

本町及びその周辺または広域にわたる大規模災害が発生した場合の被害を想定し、災害対策用食糧の備蓄整備を検討・推進するものとする。

備蓄の目安としては、本町の人口の20分の1の3日分以上とし、備蓄倉庫を含めた整備に努めるものとする。

● 備蓄量基準（平成27年国勢調査人口）

$$\text{町人口：13,685人} \div 20 \times 3 \text{食} \times 3 \text{日} = 6,159 \text{食以上}$$

(2) 災害対策用食糧の確保

本町は、県とともに食糧販売業者等と十分協議し、その協力を得た上で必要に応じて食糧の調達に努めるものとする。

(3) 要配慮者に配慮した食糧の確保

要配慮者に配慮した食糧の確保に努めるため、優先配分の措置を図る。

(4) 個人備蓄の推進

平常時から、インスタントやレトルト等の応急食品及び飲料水を7日分以上を目安に個人として備蓄しておくよう、住民への啓発・広報を実施していくものとする。

(5) 飲料水及びその他生活用水の確保

① 飲料水備蓄計画

大規模な災害時に一時的な断水が想定されるため、本町の管理する配水池を災害対策用として確保するなど、飲料水兼用型耐震性貯水槽等による飲料水の備蓄を推進していくものとする。現在、容量6ℓの飲料水用袋2,000袋（5年間耐用）を備蓄しており、今後とも継続的な備蓄確保に努めるものとする。

また、清涼飲料水メーカーとの協定による飲料水の確保を行うものとする。

② 給水用資機材の整備

本町及び上水道管理者は必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を図るものとする。

③ その他生活用水の確保

その他生活用水（清掃、トイレ用水）として、井戸水をはじめとして他の方法での生活用水の確保についても検討するものとする。

2 医薬品、衛生材料の備蓄

町内診療機関では不足が予想される医薬・衛生品等について、本町の初動期における救援活動に供するため、医薬品及び衛生材料の備蓄について確保するよう努めるものとする。

第3編 風水害等編（災害予防計画）

3 生活必需品物資の備蓄

災害により、住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品・寝具類等の物資を必要としているものに対し、これらの物資を迅速かつ計画的に配分・提供をするため必要な物資を備蓄するものとする。

4 備蓄倉庫等の整備

町において食糧及び医薬品、衛生材料、生活必需物資等を備蓄するにあたって、その保管する場所として備蓄倉庫等の整備を図るものとする。

5 職員の緊急招集用資機材の整備

災害が発生した場合など緊急招集職員への連絡を密にするため、防災用携帯電話等の所持により、登庁時間以外の所在及び召集状況が確認把握できるよう、整備を図るものとする。

6 資機材等の整備・点検計画

備蓄倉庫等の整備とともに、町内における災害対策に際し、災害対策基本法第49条に定めるところにより、必要な資機材等を整備し点検を図ることとする。

なお、資機材の点検整備等は、災害応急対策を実施する機関が行うものとする。

（1）救助用資機材の整備

災害による倒壊家屋からの救助等にあつて、消防機関のみならず、役場や各地域（各コミュニティセンター等）において救助用資機材を配備しておくことが効果的であるため、町は救助用資機材の整備点検を行えるよう推進する。

（2）資機材の活用整備

本町において大規模・特殊災害に対応するため救急車、救護・救助用機械器具等を含め高度な技術、資機材の効果的活用を図るため使用訓練や活用体制の整備を推進する。

（3）流出危険物防除資機材

町や県、船舶関係者及び石油等危険物取扱者は、大量に流出した危険物による災害の拡大防止等に必要な資機材等の整備に努めるものとする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等。② 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着並びに吸引ポンプ、バージ等。③ 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等。④ 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知器及び通信機器等。 |
|---|

第3編 風水害等編（災害予防計画）

7 救急体制及び資機材整備等の確立

本町の救急業務は、ニライ消防本部により実施されているが、今後十分な対応や災害時における不測の事態等に備えるため、県の指導等により市町村間の相互応援協定の締結を推進するものとする。

また、さらなる体制確立を図るため、高規格救急車の購入及び救急救命士の育成・確保等に努めるものとする。

第4節 気象観測体制の整備計画

[担当：総務課・企画財政課]

1 気象観測体制の整備

県や沖縄気象台等の関係機関における観測施設の整備は年々充実しており、これらの機関においては現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメータ等）及び水位計（自記、テレメータ等）の整備充実が図られることとなっている。

本町においては、沖縄気象台や県などの関係機関から寄せられる風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、迅速に住民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

第3編 風水害等編（災害予防計画）

第5節 災害通信施設整備計画

[担当：総務課・企画財政課]

第1款 通信施設災害予防計画

本町、県、医療機関、通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずるなど、万全の措置を期するものとする。

1 本町における予防計画

本町は、地震・津波編で定めた地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害等の危険性や暴風等を考慮した防災行政無線等の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

2 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画

(1) 通信手段の確保

本町、県及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

本町、県及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

3 通信事業者における予防計画

各通信事業者は、地震・津波編 第3節 第1款の10に定める地震・津波対策のほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、通信施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の確保等を図り、大規模な風水害等時にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害等の想定、防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

第2款 放送施設災害予防計画

各放送機関等は、地震・津波編に定めた地震・津波対策のほか、風水害を想定した通信設備、放送施設の予防措置を実施する。

第3款 通信・放送設備の優先利用等

本町、県、通信事業者及び放送機関等は、地震・津波編 第3節 第1款の「10 通信施設・設備の災害予防及び優先利用計画」に定める地震・津波対策のほか、風水害を想定した通信設備及び放送設備の優先利用手続き等を整備しておく。

第6節 交通確保・緊急輸送計画

大規模災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等、多様かつ大量の輸送需要が生じ、輸送手段を確保することが困難になることが予想されることから、事前措置として、輸送を円滑に行うための対策を今後推進していくこととする。

[担当：総務課・都市建設課]

1 交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、国道や県道の管理者等と相談し、重要路線等の交通規制計画を作成する。それに合わせて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

2 重要道路通行確保のための体制整備

道路管理者は、災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に支障のある場合、直ちに通行活用できる体制を国や県、関係団体の協力を得ながら整備する。

3 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うため、本町は県及び近隣市町村と調整しながら被災地外に緊急輸送基地を設置し、総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸、海、空から物資等が集積することを念頭に置いて、緊急輸送基地を選定（確保）し、整備していくこととする。

4 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、本町域内に臨時ヘリポートの指定や整備を行うものとする。

5 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保をはかるため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる必要がある。この場合、事前に届出を行い、届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速に確認がなされるようになっている。そこで、本計画の災害応急対策計画に基づいて使用する可能性の高い車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

6 運送事業者との連携確保

県と協力し、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用含む）について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

- ・ 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
- ・ 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置支援
- ・ 輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
- ・ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両としての事前届出の普及

第7節 基地災害及び米軍との相互応援計画

県内には日本全体の約7割を占める米軍基地がある。

特に本町は町土の8割以上を占める米軍施設があり、字兼久地区における米陸軍貯油施設をはじめ、東側に弾薬庫、南側に極東最大の米空軍施設「嘉手納飛行場」がある。

[担当：総務課・基地渉外課]

1 災害時の連携体制

（1）相互連携体制の構築

県及び町内において大規模な災害が発生した場合、応急対策や復旧対策を円滑に実施するため、沖縄県を構成する一員として米軍と県との相互連携体制を構築することは重要なこととして沖縄県地域防災計画に示されている。

そこで、県と市町村は、米軍との相互応援体制及び消防相互援助協約等に基づき、災害の種別、規模、態様の情報収集及び伝達に努めるとともに、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

（2）相互応援協力体制の確立

県内で、地震、津波等による大規模災害の発生により、人の生命、身体及び財産に重大な被害がおよび、また、その恐れがある場合に、その状況に応じて沖縄県と在沖米軍が相互に連携を行うための手順として「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」を沖縄県と在沖米軍が共同で平成14年1月に策定している。

① 県から応援を要請する場合

地震・津波等の大規模災害により、沖縄県災害対策本部が設置された場合に、相互に応援をする必要があると判断された場合。

② 嘉手納町における応援対策

本町の災害対策本部が設置され、広域応援が必要と判断される場合、沖縄県を通し要請するものとする。

【資料編参照】

2 基地災害への対応

（1）嘉手納町における基地災害の現況

軍事基地があるが故にこれまでに航空機墜落事故、航空機燃料流出事故等が相次ぎ、甚大な被害を被ってきたように、基地内での事故等は直接町民生活へ影響を及ぼす厳しい環境にある。これまで基地より発生した災害はある程度把握されているが、行政権が及ばないことなど現時点で災害予測をすることは極めて難しい状況にあり、災害対策への課題を多く抱えている。

しかし、基地そのものが住民地域に隣接しているため、防災上の措置を確保することは重要かつ必要条件である。

第3編 風水害等編（災害予防計画）

（2）基地災害への基本方針

基地への基本方針として、基地の整理、縮小、返還を前提に、市民の生命と財産を守り安全の確保を図るため、基地被害（災害）に対する問題の解決に向け、近隣市町村及び県、県外の基地保有地域等との連携を図り、国や米軍関係機関に働きかけるものとする。基地が存続する現状においては、住民地域への被災拡大の除去対策として不測の災害に備えるよう米軍及び関係機関と連携を密にしながら、整備促進するものとする。

また、航空機墜落事故等の危険や不安の解消を図るために、米軍に対し、整備・点検の徹底とともに、パイロットや乗員の安全教育、飛行方法等の再検討や市街地上空での飛行禁止など、安全対策の強化を継続して求めるものとする。

※基地に関する災害については、「国民保護計画」の中で考えられる災害を想定するとともに、災害発生時の応急対策について検討するものとする。

【資料編参照】

第3編 風水害等編（災害予防計画）

第8節 海上災害予防計画

[担当：総務課・産業環境課・消防本部]

1. 災害応急対策への備え

（1）情報連絡体制の整備

第十一管区海上保安本部、県及び嘉手納町は、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業組合及び漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

（2）消防救助体制の整備

警察及び嘉手納町は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。

また、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

（3）油防除作業体制の整備

県及び嘉手納町は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

（4）訓練等

第十一管区海上保安本部、沖縄総合事務局、県、嘉手納町は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第9節 業務継続計画

大規模な災害の発生時においては、予期しない事態が発生することが想定されるほか、直ちに参集できる職員は限られるものと考えられることから、災害対応及び行政サービスの遅れや中断が町民に与える影響は大きい。そのため、災害時においても速やかに通常業務を再開・開始させる体制を整え、行政サービスを維持することが求められている。

[担当：総務課]

1 業務継続計画の策定

国が示すガイドラインに基づいて、災害時においても通常業務に支障をきたすことのないよう、業務継続計画（BCP）の策定に努めるものとする。

2 業務継続計画の基本方針

災害時においては、災害対応業務を最優先で取り組むとともに、通常業務においても優先度を踏まえ、できる限り中断することがないように全庁的に対策に取り組むとともに、中断した場合においても速やかに業務を再開させることができるよう検討していくものとする。

策定するにあたっては、以下の項目に留意するものとする。

【業務継続計画の基本的な考え方】

- (1) 非常時優先業務の特定（選定）
- (2) ヒト・モノ、情報及びライフライン等、業務継続に必要な資源の確保及び配分
- (3) 手続きの簡素化
- (4) 指揮命令系統の明確化
- (5) 業務立ち上げ時間の短縮
- (6) 発災直後の業務レベルの向上

3 事業所の防災体制について

災害は、住民生活をはじめ企業活動にも大きな影響を与えるものであるため、災害発生後も企業活動が迅速に復旧できる体制について検討するよう、以下のことについて企業に周知するものとする。

- (1) 事業所による事業継続計画（BCP）の策定
- (2) 事業所による被害予想から復旧計画の策定
- (3) 事業所と地域防災ネットワークの形成

第3編 風水害等編（災害予防計画）

4 業務を継続させるための基本となる6項目の考え方

（1）首長（町長）不在時の代行順位及び職員の参集体制

①首長の職務代行の順位

応急対策編の「第1節 組織動員計画」で整理されているとおり、職務代行の順位は以下のとおりとする。

第1順位	第2順位	第3順位
副町長	総務課長	都市建設課長
第4順位からは、改めて課長の中から位置づけるものとする。		

②参集体制

参集体制については、第3編の応急対策編の「第1節 組織動員計画」に基づいた参集体制を確保するものとする。

対策班名	第1配備	第2配備	第3配備
総務班	3名	計9名	全員（計11名）
総務班（税務課）	待機	計2名	//（計10名）
総務班（基地渉外課）	待機	計1名	//（計3名）
企画財政班	待機	計4名	//（計9名）
企画財政班（会計課）	待機	計1名	//（計3名）
福祉班	6名	計9名	//（計9名）
町民保険班	待機	計6名	//（計21名）
子ども家庭班	1名	計7名	//（計28名）
都市建設班	5名	計10名	//（計10名）
上下水道班	4名	計7名	//（計8名）
産業環境班	3名	計5名	//（計9名）
教育総務班	待機	計4名	//（計6名）
教育指導班	待機	計2名	//（計12名）
社会教育班	待機	計5名	//（計11名）
後方支援班	待機	計3名	//（計3名）
その他人員	-	-	//（計15名）
合計	22名	75名	全員（168名）

※「その他人員」とは、現時点で休業中の職員など各班に含まれていない人員のことである。

③今後の検討事項

・災害現場の状況によっては担当課での対応も限度があることから、人的対応や資機材の提供など町内事業所などとの支援体制（災害支援協定）の構築を推進する必要がある。

第3編 風水害等編（災害予防計画）

参考1：大規模災害時における職員参集人員の想定（業務時間外時）

ア 職員居住地からの参集に要する時間の想定（全職員 168 名）

全職員の参集が必要な大規模災害の発生した場合の職員の参集時間を想定するにあたり、職員の居住地別の参集に要する時間は以下の通りと想定する。

なお、想定条件として、地図上における役場までの距離、車両が使用可能であることとし、発災直後の交通支障・身支度等は考慮しない時間としている。

参集時間		参集人員	居住地
1	5分以内	27	字嘉手納
2	10分以内	55	字屋良、水釜
3	20分以内	39	読谷村、北谷町
4	30分以内	15	沖縄市、北中城村
5	40分以内	27	中城村、宜野湾市、うるま市、浦添市
6	50分以内	2	那覇市
7	60分程度	3	豊見城市、南城市、名護市
計		168	

イ 交通支障等を考慮した参集人員

上記の「1.職員居住地からの参集に要する時間の想定」を参考に、参集人員を想定するにあたり、「交通支障がない場合（車両使用可能）」と「交通支障がある場合（徒歩等）」の2つのパターンを想定している。

なお、国のマニュアルや、すでに業務継続計画を策定している都道府県等の事例を参考に、家族の安否確認や身支度等に係る準備時間を30分と想定。さらに、「交通網支障あり（徒歩等）」の場合においては、家屋の被災や家族の安全が確保できず参集不能な職員の割合を10%（17人）として想定している。

交通網支障なし（車両使用可）			交通網支障あり（徒歩等）		備考
参集時間	人員	参集時間	人員		
1	35分以内	27	35分以内	0	
2	45分以内	55	45分以内	27	字嘉手納
3	60分以内	54	60分以内	49	字屋良、水釜
4	90分以内	31	90分以内	17	北谷、読谷在住の半数
5	100分以内	1	100分以内	0	
6	100分以上	0	100分以上	58	うち、半数は3時間以上から半日かかる者として想定（北谷・読谷在住の半数含む）
7	参集不能	0	参集不能	17	職員の10%
計		168	計	168	

※1：「参集不能」の職員については、職員の居住地の割合を按分して算出している。

※2：また、算出するにあたり「字嘉手納」については、参集不能の者はいないと想定。

第3編 風水害等編（災害予防計画）

ウ 参集人員の想定を踏まえた対応等

災害発生の初動期の対応は、「1 時間以内」で参集できる人員を中心に対処にあたることとなると考えられる。「2. 交通支障等を考慮した参集人員」の結果より、本町における初動期の対応人員は以下のとおりとなる。

初動期対応人員(1 時間以内に参集) : 76 人(45.2%)

ただし、あくまで想定であることから実際に 1 時間以内で参集した人員で、適切に役割分担を行い、遅れて参集する職員が来るまでの 3 時間程度で体制を整えなければならない。

なお、災害対応に迅速に対処するため、以下のことを優先して対応にあたる必要があると考えられる。

- ① 各課職員参集状況の確認（町長並びに副町長、幹部職員の安否・参集状況含む）
- ② 災害状況の情報収集・把握（県及び関係機関、テレビ・ラジオ等）
- ③ 庁舎の被災状況の確認（災害対策本部の設置の可否の判断）
- ④ 災害対策本部設置の準備（会場設営、必要な資機材に確認など）
- ⑤ 利用できる情報通信機器の確認
- ⑥ 被害状況の情報収集・把握（主要道路の状況、学校等の指定避難所）
- ⑦ 住民への対応（情報伝達、庁舎への避難者、問合せなど）
- ⑧ 避難所の開設に向けた対応（関係機関との調整など）

第3編 風水害等編（災害予防計画）

（2）役場庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の特定

①現時点の状況

役場庁舎が使用できなくなった場合の代替施設の候補として、以下の施設の使用を行うものとする。なお、以下の施設が被災して使用が出来ない場合は、被災していない公共施設のうち建設年が新しい施設を使用するものとする。

- ・ロータリープラザ
- ・屋良小学校
- ・嘉手納小学校

②今後の検討事項

- ・代替施設の設備関係（本部としての役割を果たせる設備の準備）
- ・実際に移設も含めた訓練が必要。

（3）電気、水、食料等の確保

①現時点の状況

ア 非常用発電機と燃料の確保

非常用発電機	庁舎：1台 避難所13施設：16台
燃料備蓄	庁舎：最大電力による連続稼働時：約12時間 庁舎：必要業務電力による連続稼働：約3日間 避難所：約3日間（24時間発電）
電力供給先	<電力供給先> ・嘉手納庁舎 ・各避難所13施設の16台に関しては、電気機器への供給用として。

第3編 風水害等編（災害予防計画）

イ 水、食料等の備蓄

水	3日分
食料	3日分
仮設トイレ	簡易組立便座 5世帯に1台（避難者数×5回×3日分）
消耗品等	<ul style="list-style-type: none"> ・電池 3日分 ・トイレットペーパー 3日分 ・紙オムツ 3日分（3名×8枚×3日間）×2カ所 ・生理用品 0日分 ・その他（ ） 日分

②今後の検討課題

<ul style="list-style-type: none"> ・ベビーフード、粉ミルク、哺乳瓶（簡易）、紙おむつ（各サイズ）、生理用品、ウエットティッシュ、マスク等の備蓄品強化。 ・具体的な数量の把握、整理 ・備蓄食料等の適切な管理（訓練等で使用など）

（4）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

①現時点の状況

通信機器	数等及び状況
①防災行政無線（移動系）	6回線
②衛星携帯電話	0台
③災害時優先電話	庁舎4回線 避難施設 11カ所に各1回線、
④その他通信機器	町関連施設間 IP 電話 26 施設
<現在の通信機器の確保状況> <ul style="list-style-type: none"> ・無停電電話機6回線。 	

②今後の検討事項

<ul style="list-style-type: none"> ・公衆無料Wi-Fi ・無線の数は増量する必要性の検討・整備

第3編 風水害等編（災害予防計画）

（5）重要な行政データのバックアップ

①現時点の状況

- 基幹系情報について、庁舎4階サーバー内にのみにてバックアップ。

②今後の検討課題

- 庁舎被災時の対策として、基幹系業務のデータをクラウドまたはロータリープラザにバックアップが保存できる環境構築を検討が必要。

第3編 風水害等編（災害予防計画）

（6）非常時優先業務の整理

非常時の優先業務については、以下の「（ア）非常時優先業務の概要」を基本とした活動を行うものである。

なお、「主な業務」詳細については、次ページの「（イ）主な業務の内容等」を参照。

（ア）非常時優先業務の概要

時間	業務の考え方	主な業務
発災～1日	<ul style="list-style-type: none"> ・職員等の安全確保 ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設及び運営支援 ・応急活動の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ①災害対策本部の立ち上げ業務（参集人員、通信状況、情報収集） ②災害対策本部の業務 ③被害状況の把握 ④災害応急対応（消火、警戒、避難誘導など） ⑤救助・救急体制の確立（部隊編成、応援要請など） ⑥避難所の開設及び運営支援業務（受入れ、食料等の供給、仮設トイレの設置など） ⑦二次被害予防業務（主要道路における障害物の除去、危険区域の確認など） ⑧外部からの応援受入れ体制の確保 ⑨行方不明者の確認及び遺体の取扱い
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援の開始 ・行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> ①避難者の支援 ②災害対応に必要な経費の確保に係る業務 ③業務システムの再開に向けた準備
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に係る業務の準備 ・窓口行政機能の回復準備 	<ul style="list-style-type: none"> ①生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法に関する業務、住宅の確保等） ②産業の復旧・復興に係る業務 ③教育再開に係る業務 ④金銭の支払い、支給に係る業務 ⑤窓口業務の準備

第3編 風水害等編（災害予防計画）

（イ）主な業務の内容等

主な業務の内容について、「発災～1日」「3日以内」「1週間以内」の3つの時系列に区分し整理するものである。下表に示している「主担当課」は、所掌事務を勘案して記載しているが、非常時には、参集している他の課をはじめ、全職員で対応にあたるものである。

【発災～1日】

業務項目	業務内容	主担当課
①災害対策本部の立ち上げ業務	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の安否・参集状況の確認（町長、副町長はじめ幹部職員の状況確認も含む） ○災害状況の情報収集・把握（県及び消防、警察等の関係機関、メディア等） ○庁舎の被災状況の確認（建物の被災状況、水道、電気等の使用、利用できる情報通信機器等） <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の状況及び設備等の状況調査（車両も含む） ・庁舎の使用の可否を判断（代替施設の使用も含む） ○災害対策本部の設置準備 <ul style="list-style-type: none"> ・会場設営及び必要な資機材の準備（地域防災計画書及び関連マニュアル、パソコン、情報通信機器、ホワイトボード、地図、筆記用具、その他必要なもの） ○備蓄食料及び資機材の確認（災害対策本部へ報告） <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎で備蓄している食料及び飲料水の確認 ・被害状況調査や避難者誘導などの緊急現場対応に必要な資機材の準備・確認（情報端末、懐中電灯、拡声器、規制ロープ、ヘルメット、その他現場対応に必要な資機材） 	<ul style="list-style-type: none"> →各課（総務課へ報告） →総務課 →企画財政課 →総務課 →総務課 →総務課 →総務課
②災害対策本部の業務	<ul style="list-style-type: none"> ○職員参集状況の確認及び災害状況の把握・取りまとめ（各課からの情報の取りまとめ） ○各課所掌事務による配備体制の検討・指示 ○住民等への情報提供内容の検討・指示 ○被害状況の取りまとめ、県への報告（第1報など） ○優先する所掌事務の部隊編成の検討・指示（各課からの報告をもとに編成） ○開設する避難所の指示 ○危険区域の検討・規制指示 ○応援要請の検討（県、関係機関、協定締結事業所等） 	<ul style="list-style-type: none"> →総務課
③被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の確認・災害対策本部への報告 <ul style="list-style-type: none"> ・各課所管施設の被害状況の確認 ・関係機関からの情報収集 ・各区の状況確認 ○学校施設の現場確認・報告（敷地、建物の状況など） ○主要道路の現場確認・報告（道路被害・障害物の状況など） 	<ul style="list-style-type: none"> →各課 →各課 →総務課 →教育総務課 →都市建設課

第3編 風水害等編（災害予防計画）

（つづき）

業務項目	業務内容	主担当課
④災害応急対応	<ul style="list-style-type: none"> ○住民等への情報伝達の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・町のホームページ ・マスコミ対応 ○庁舎への避難者への対応 ○住民等からの問合せへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> →企画財政課 →企画財政課 →企画財政課 →総務課 →総務課
⑤救助・救急体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対応に必要な人員を確認・災害対策本部への報告 ○災害対策本部の指示により、救助・避難者誘導等の災害対応の実施 ○救護所の準備・設置（テント設営や必要な資機材準備、人員配置等） 	<ul style="list-style-type: none"> →各課 →各課 →福祉課を中心に各課で協力
⑥避難所の開設及び運営支援業務	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設準備 <ul style="list-style-type: none"> ・各指定避難所の運営マニュアルに基づく開設準備の実施 ・避難者の確認・報告 ・食料及び飲料水、必要な資機材（仮設トイレなど）の確認・報告 ○避難所の運営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・避難者名簿の作成 ・避難者への食糧等の供給及び仮設トイレ等の設置 ・避難者を中心とした運営会議の開催（避難所運営の班編成など） ・避難所における各種情報の確認・報告（避難者数、必要な物資など） ・在宅避難者の状況の確認・報告 	<ul style="list-style-type: none"> →福祉課を中心に、各課で協力して対応 ※避難所の開設については、施設の所管課が対応することを基本とする。
⑦二次被害予防業務	<ul style="list-style-type: none"> ○道路の障害物の除去の実施（事業所への協力依頼含む） ○危険区域の確認・規制（立入規制が必要な箇所など） ○応急危険度判定の実施に向けた準備（県との調整等含む） 	<ul style="list-style-type: none"> →都市建設課 →都市建設課 →都市建設課
⑧外部からの応援受入れ体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○応急対応に必要な人員の確認・報告 ○災害ボランティアの受入れ準備（ボランティアセンター） ○その他外部応援の受入れ準備（収容場所など） 	<ul style="list-style-type: none"> →各課 →福祉課、社協 →各課
⑨行方不明者の確認及び遺体の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○行方不明者の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・各避難所の避難者の確認、行方不明者情報の収集整理 ・警察及び消防等の関係機関からの情報確認 ・避難所等への問合せへの対応 ○遺体の取扱い <ul style="list-style-type: none"> ・警察及び消防等の関係機関からの情報確認 ・遺体収容場所及び移送方法の確認・準備（移送人員含む） ・関係機関と協力して移送・管理 	<ul style="list-style-type: none"> →産業環境課を中心に、各課で協力して対応

第3編 風水害等編（災害予防計画）

【3日以内】

業務項目	業務内容	主担当課
①避難者の支援	○各避難所の運営状況及び必要な物資等の確認・報告 ○避難者の健康状況の確認 ○避難所における感染症対策 ○要配慮者や体調を崩した避難者への対応 ・病院及び要援護者優先避難所への移送の検討・実施	→福祉課を中心に、各課で協力して対応
②災害対応に必要な経費の確保に係る業務	○各課の災害対応に必要な経費の概算把握 ○町の支出できる財政状況の確認 ○国の支援の活用に向けた手続きの確認	→会計課、企画財政課
③業務システムの再開に向けた準備	○基幹系行政情報データの確認・報告 ・データの状況の確認・報告（データの損壊状況など） ・データが損壊していた場合の対応の検討・報告	→企画財政課

【1週間以内】

業務項目	業務内容	主担当課
①住民の生活再建に係る業務	○応急危険度判定の実施 ○判定結果の整理・報告	→都市建設課、総務課
②産業の復旧・復興に係る業務	○産業関係団体（商工会、漁業組合、JA等）からの被害状況及び必要な支援の確認 ○各被害状況と復旧・復興に必要な支援の整理	→産業環境課 →産業環境課
③教育再開に係る業務	○教育再開に必要な事項の検討・報告 ・学校施設の確保及び再開方法の検討 ・教員の確保 ・教科書や筆記用具等の必要な資材の確認	→教育指導課
④金銭の支払い、支給に係る業務	○応急対策等にかかった経費の整理 ○住民の生活再建や産業の復旧復興等に係る経費の確認 ○見舞金等の支給に関する町条例や要綱の確認 ○生業資金等の貸付制度など各種制度の確認 ○各種制度の支給金額等の想定 ○受付開始時期等の検討、実施に向けた準備	→各課で必要な経費を整理し、会計課が取りまとめ
⑤窓口業務の準備	○業務再開に使用する施設の選定 ○各業務別のレイアウトの検討 ○必要な資機材の確認 ○配置する人員の検討	→町民保険課、税務課